

地震に備えて住宅の耐震化・不燃化などの対策を

市は、市内の住宅の耐震診断費や改修費、不燃化・バリアフリー化改修費、ブロック塀等撤去・改善費などに対する補助を実施しています。

なお、平成31年3月末までとしていたブロック塀等の適法性診断および撤去・改善工事費の補助期間を、令和3年3月31日まで延長します。

申し込み▼いずれも直接または電話で市役所建築指導課へ。  
※制度利用の要件など、詳しくはお問い合わせください。

105  
260)5425  
264)6  
☎  
☎  
☎

| 工事・診断名など                     |               | 補助の要件   | 補助内容  |
|------------------------------|---------------|---|---|
| 木造住宅の耐震診断・改修工事               | ①簡易耐震診断       | <b>対象建築物</b> ▶昭和56年5月以前に工事に着手した在来工法(構造部分が柱やはり、筋交いで構成される工法)による2階建て以下の木造住宅                      | 登録事業者が現場調査のうえ、耐震性の目安を判定(無料)   |
|                              | ②精密耐震診断 ※1    |   | ①を実施した建築物に対し登録建築士が診断し、補強の要否や補強案、概算改修工事費を報告。診断費のうち6万4,800円まで補助   |
|                              | ③耐震改修工事 ※1、※2 |   | ②に基づく補強工事に対して、工事費用などの一部(工事費の5分の1、設計監理費の2分の1、合計上限50万円)を補助  |
| 分譲マンションの耐震診断                 |               | <b>対象建築物</b> ▶昭和56年5月以前に工事に着手した分譲マンション  | <ul style="list-style-type: none"> <li>予備診断費補助額：1棟につき上限20万円</li> <li>本診断費補助額：1棟につき本診断費の2分の1(上限150万円)または3分の2(上限200万円)</li> </ul> |
| 不燃化改修工事 ※1、※3                |               | <b>対象建築物</b> ▶既存木造住宅<br>工事例：軒天・破風板改修、外壁改修、内装不燃化、雨戸・シャッター改修、窓ガラス交換、防災性カーテン設置、感震ブレーカー設置、ブロック塀除去 | 改修工事費(5万円以上)の2分の1(上限10万円。不燃化改修工事の破風を含む軒裏などの改修工事費は上限20万円)  |
| バリアフリー化改修工事 ※1、※3            |               | <b>対象建築物</b> ▶既存木造住宅<br>工事例：段差解消、浴室改良、トイレ改修、手すり設置、廊下幅拡張、扉交換                                   |   |
| 期間▼令和3年3月31日まで<br>ブロック塀等撤去工事 | ⑦適法性診断        | <b>対象</b> ▶道路に面するもの   | 登録事業者が現場調査のうえ、適法性、安全性を判定(無料)  |
|                              | ⑧撤去工事 ※1      | <b>対象</b> ▶⑦の結果、安全性が確認できないもの  | 撤去工事費および改善工事費(両工事費合わせて上限30万円。ブロック塀等の規模などにより異なる)   |
|                              | ⑨改善工事 ※1      | <b>対象</b> ▶⑧の工事と併せて実施するフェンスの新設  |   |
| 耐震診断義務路線沿道建築物の耐震診断・設計 ※1     |               | <b>対象建築物</b> ▶一定の要件を満たす市が指定した主要路線沿道の建築物   | 耐震診断費・設計費全額(建築物の延べ床面積に応じた上限あり)  |
| 家具転倒防止器具取付支援 ※4              |               | <b>対象世帯</b> ▶65歳以上の人で構成される世帯、障がい者世帯   | 登録事業者が木製家具をL字金物と木ビスで壁に固定(1世帯当たり2か所まで)(原則無料)   |

- ※1 市税などを滞納している場合は利用できません。
- ※2 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
- ※3 防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事については、税制などの優遇があります。
- ※4 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。